

東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物の受入れに伴う処分等基準

平成12年4月1日管理者決定

改正 平成30年12月3日30清施管第1553号

改正 令和3年8月23日3清施管第966号

(趣旨)

第1条 この基準は、東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物の受入れに関する取扱要綱（平成12年4月1日付12清総総第15号。以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、処理施設への搬入者による産業廃棄物の搬入に関する違反行為に対して、迅速かつ公正な処分等を行うために、必要な事項を定めるものとする。

(警告)

第2条 管理者は、搬入者が次の各号のいずれかに該当する違反行為を行った場合には警告し、その是正を促すものとする。

- (1) 東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物処理条例施行規則（平成12年組合規則第54号。以下「規則」という。）第8条第3号に規定する受入基準に適合しない産業廃棄物の搬入を行った場合又は行おうとした場合（次条第3号に該当する場合を除く。）
- (2) 排出事業者が、規則第5条第4項の規定に基づく届出を行わなかった場合又は同項の規定に基づく管理者の指示に従わない場合
- (3) 要綱第17条に規定する遵守事項を遵守しない場合
- (4) 要綱第25条の規定に基づき管理者が搬入者に対して求めた報告又は書類の提出に応じない場合

(搬入禁止処分)

第3条 管理者は、搬入者が次の各号のいずれかに該当する違反行為を行った場合には、当該排出事業者に対し、処理施設への産業廃棄物の搬入禁止の処分を行うものとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する違反行為を行った者又は行おうとした者が、当該違反行為に対する警告に従わず、是正しない場合
- (2) 前条各号のいずれかに該当する違反行為を行った者又は行おうとした者が、当該違反行為に対する警告を受けた後1年以内に再び同条各号のいずれかに該当する違反行為を行った場合
- (3) 規則第8条第3号に定める受入基準に適合しない産業廃棄物の搬入を行った場合で悪質であると認められるとき。
- (4) 搬入承認を受けていない産業廃棄物を搬入した場合
- (5) 要綱第11条に規定する産業廃棄物搬入カードを偽造し、又は不正使用した場合

- (6) 要綱第12条に規定する産業廃棄物管理票を偽造し、又は不正使用した場合
- (7) 要綱第21条に規定する引取命令に従わなかった場合

(搬入禁止の期間)

第4条 前条の規定により搬入禁止の処分を行う場合の期間は次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当する場合 7日以上15日以下
- (2) 前条第2号、第6号又は第7号に該当する場合 10日以上30日以下
- (3) 前条第3号又は第4号に該当する場合 20日以上40日以下
- (4) 前条第5号に該当する場合 30日以上60日以下

(搬入禁止の期間の軽減)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、違反者に対する搬入禁止の期間を軽減することができる。ただし、この場合の軽減期間は同条各号に定める期間の2分の1を限度とする。

- (1) 違反行為について情状酌量の余地があると認められる場合
- (2) 違反行為後、違反者が自主的に適切な是正措置を講じる等違反者に対する処分の軽減を図るに足る相当の理由があると認められる場合

(搬入禁止の期間の加重)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、違反者に対する搬入禁止の期間を加重することができる。ただし、この場合の加重期間は同条各号に定める期間の2分の1を限度とする。

- (1) 違反行為により処理施設の管理運営に重大な支障が生じた場合
- (2) 違反行為により生活環境の保全に重大な支障が生じた場合
- (3) 第3条の規定により搬入禁止の処分を受けた者が、当該処分を受けた後1年以内に再び同条各号のいずれかに該当する違反行為を行った場合

(複数違反の場合の取扱い)

第7条 第3条各号に規定する違反行為が二以上ある場合の処分における搬入禁止の期間は、原則として違反行為のうちで最も重い処分が適用される違反行為に対する搬入禁止の期間を適用する。ただし、特に必要と認められる場合には、各行為に適用される期間を合算した期間を搬入禁止の期間とすることができる。

(搬入承認の取消し及び搬入カードの没収)

第8条 搬入者の第3条各号に規定する違反行為が重大かつ悪質であり、処理施設への

産業廃棄物の搬入を継続して認めることが社会的公正に著しく反する場合には、当該違反者が排出事業者の場合には搬入の承認を取り消し、収集運搬業者の場合には産業廃棄物搬入カードの交付を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により搬入を取り消された者は、直ちに、搬入承認書及び産業廃棄物搬入カードを管理者に返還するものとする。

(搬入承認の拒否)

第9条 管理者は、要綱第6条に定める搬入承認申請において虚偽の申請を行った者又は要綱第6条第2項に基づき承認した期間を超えて産業廃棄物の搬入を行った者から搬入の承認申請があった場合には、当該申請者に対して、その事実が明らかになった時から2月を経過しない期間はその承認を行わないものとし、6月を経過しない期間においてはその承認を行わないことができる。

(処分の決定)

第10条 この基準に基づく処分は、施設管理部長が決定する。

(被処分者等への通知)

第11条 管理者は、処分を行う場合には当該処分開始の10日前までに、警告を行う場合にはその都度、被処分者又は被警告者に対し、通知するものとする。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年10月1日から施行する。